

## 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定

全国公設地方卸売市場協議会各会員は、別紙1「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書」に基づき、協定を締結する。

なお、この協定は、別紙2「災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧」に記載された会員間で実施するものとする。

この協定は、平成29年9月1日から施行する。

平成29年9月1日

全国公設地方卸売市場協議会会長  
豊田市公設地方卸売市場  
開設者 豊田市長 太田稔彦

## 全国公設地方卸売市場協議会 災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続き)

第3条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第4条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

- 2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

**第5条** 会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

**第6条** 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

**第7条** 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

**第8条** この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

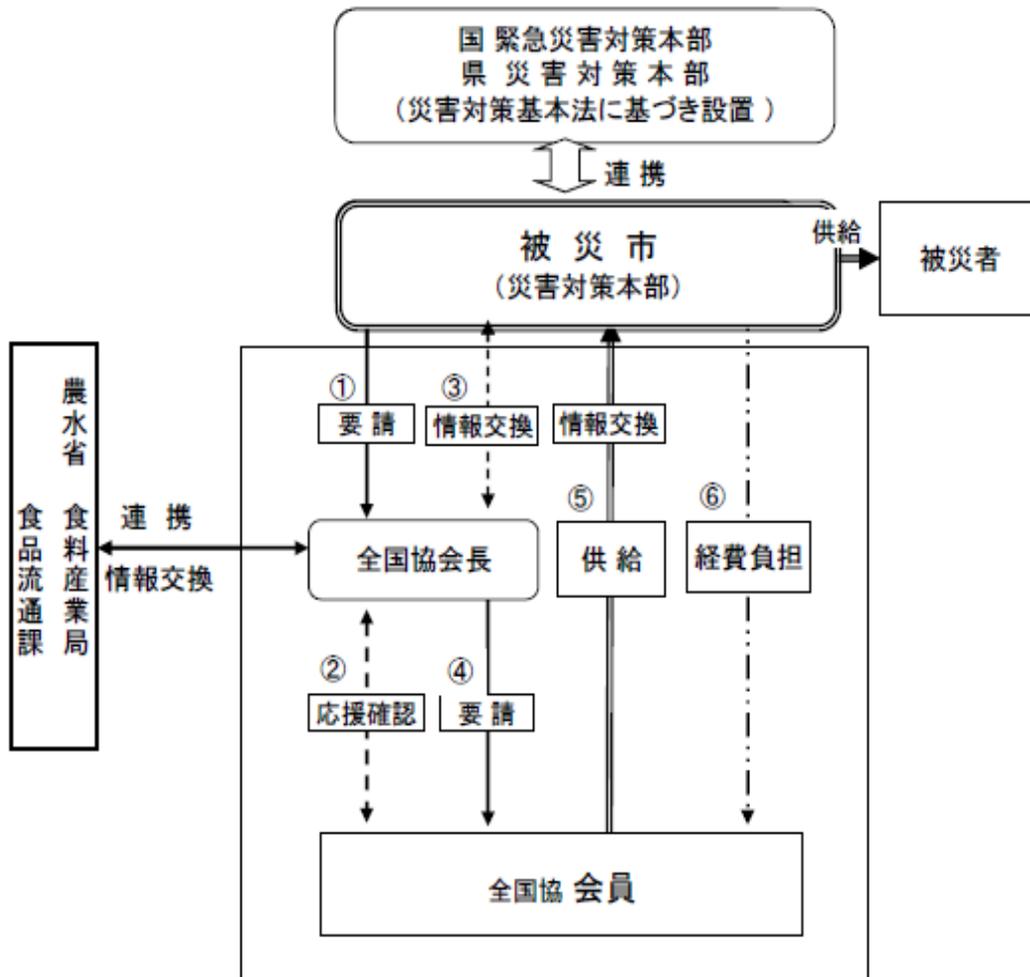
**第9条** この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則

1 この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

2 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

大規模災害時における生鮮食料品の供給に係る市場間の応援系統図



【 応援手順の概要 】

要 請	①食料供給について、種類及び数量を明示して全国協会長に要請 被害の状況、搬送手段及び経路、供給場所、連絡窓口等の情報を提供
↓	
全国協会長	②被災市からの要請に応じて、全国協会員に対し応援の可否を確認 ③全国協会員の応援状況を収集し、被災市と要請する全国協会員及び供給方法等について調整
要 請	④被災市との調整後、正式に全国協会員へ要請
↓	
供 給	⑤要請を受けた全国協会員は、速やかに生鮮食料品を確保し、被災市へ供給
↓	
経費負担	⑥要請した被災市は、全国協会員の応援に要した経費を負担

## 災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成29年9月1日

## 【東日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	千歳市公設地方卸売市場	千歳市長 山口 幸太郎	青果・水産
2	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市長 岩倉 博文	青果・水産・花き
3	函館市水産物地方卸売市場	函館市長 工藤 壽樹	水産
	函館市青果物地方卸売市場		青果
4	地方卸売市場八戸市第一魚市場	八戸市長 小林 眞	水産
	地方卸売市場八戸市第二魚市場		
	地方卸売市場八戸市第三魚市場		
5	秋田市公設地方卸売市場	秋田市長 穂積 志	青果・水産
6	公設庄内青果物地方卸売市場	庄内広域行政組合理事長 榎本 政規	青果
7	米沢市青果物地方卸売市場	米沢市長 中川 勝	青果
8	山形市公設地方卸売市場	山形市長 佐藤 孝弘	青果・水産
9	郡山市総合地方卸売市場	郡山市長 品川 萬里	青果・水産・花き
10	福島市公設地方卸売市場	福島市長 小林 香	青果・水産・花き
11	水戸市公設地方卸売市場	水戸市長 高橋 靖	青果・水産・花き
12	公設鹿島地方卸売市場	鹿島地方事務組合管理者 保立 一男	青果
13	黒磯那須公設地方卸売市場	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 組合長 君島 寛	青果・水産
14	鹿沼市公設地方卸売市場	鹿沼市長 佐藤 信	青果・水産
15	秩父市公設地方卸売市場	秩父市長 久喜 邦康	青果・水産
16	柏市公設総合地方卸売市場	柏市長 秋山 浩保	青果・水産・花き
17	成田市公設地方卸売市場	成田市長 小泉 一成	青果・水産
18	千葉市地方卸売市場	千葉市長 熊谷 俊人	青果・水産
19	船橋市地方卸売市場	船橋市長 松戸 徹	青果・水産
20	三浦市三崎水産物 公設地方卸売市場	三浦市長 吉田 英男	水産
21	小田原市公設青果地方卸売市場	小田原市長 加藤 憲一	青果
	小田原市公設水産地方卸売市場		水産
22	川崎市地方卸売市場南部市場	川崎市長 福田 紀彦	青果・水産・花き
23	松本市公設地方卸売市場	松本市長 菅谷 昭	青果・水産 食肉・花き
24	諏訪市公設地方卸売市場	諏訪市長 金子 ゆかり	青果・水産
25	飯田市公設地方卸売市場	飯田市長 牧野 光朗	青果・水産
26	甲府市地方卸売市場	甲府市長 樋口 雄一	青果・水産

## 災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成29年9月1日

## 【西日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	南加賀公設地方卸売市場	南加賀広域圏事務組合 管理者 和田 慎司	青果・水産
2	七尾市公設地方卸売市場	七尾市長 不嶋 豊和	青果・水産
3	高山市公設地方卸売市場	高山市長 國島 芳明	青果・水産
4	中濃公設地方卸売市場	関市長 尾関 健治	青果
5	豊田市公設地方卸売市場	豊田市長 太田 稔彦	青果・水産
6	富山市公設地方卸売市場	富山市長 森 雅志	青果・水産・花き
7	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市長 小椋 正清	青果・水産・花き
8	大津市公設地方卸売市場	大津市長 越 直美	青果・水産
9	福知山市公設地方卸売市場	福知山市長 大橋 一夫	青果
10	新宮広域圏公設地方卸売市場	新宮周辺広域市町村圏事務組合 管理者 田岡 実千年	青果・水産
11	明石市公設地方卸売市場	明石市長 泉 房穂	青果・水産
12	尼崎市公設地方卸売市場	尼崎市長 稲村 和美	青果・水産
13	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市長 深澤 義彦	青果・水産・花き
14	岩国市公設地方卸売市場	岩国市長 福田 良彦	青果・水産
15	宇部市公設地方卸売市場	宇部市長 久保田 后子	水産
16	下関市地方卸売市場唐戸市場	下関市長 前田 晋太郎	水産
	下関市地方卸売市場南風泊市場		
	下関市地方卸売市場特牛市場		
	下関市地方卸売市場新下関市場		
17	北九州市公設地方卸売市場	北九州市長 北橋 健治	水産
18	飯塚市公設地方卸売市場	飯塚市長 片峯 誠	青果・水産・花き
19	大分市公設地方卸売市場	大分市長 佐藤 樹一郎	青果・水産
20	別府市公設地方卸売市場	別府市長 長野 恭紘	青果・水産・花き
21	佐伯市公設水産地方卸売市場 (葛港市場)	佐伯市長 田中 利明	水産
	佐伯市公設水産地方卸売市場 (鶴見市場)		
22	都城市公設地方卸売市場	都城市長 池田 宜永	青果・水産・花き